

保育所についてよくある質問

Q1 仕事を変える（やめる）場合どうすればいいですか？

A1 仕事を変える（やめる）場合は、事前に児童課へご連絡ください。手続きの方法について、説明させていただきます。あわせて、新しい職場の就労証明書の提出が必要になります。新しい就労証明書でも、保育所の入所基準である1日につき継続して5時間以上かつ1月につき16日以上の労働でなければ、継続して入所することはできません。

また、出産や病気等の理由で仕事をやめる場合は、母子手帳の写しや診断書など該当する書類の提出が必要になります。入所基準を満たさなくなる場合は、退園となります。

Q2 出産を理由に入所した（または出産のため仕事をやめた）のですが、仕事をしたいので継続して入所させたいのですが？

A2 出産を理由に入所した場合、出産日後4ヶ月までで退園となります。なお、出産後4ヶ月で新たに仕事を始める場合は、新規に申込みをしていただき、他の入所希望者とあわせて選考になります。

Q3 入所したら小学校就学前まで入所できますか？

A3 入所基準を満たしていれば小学校就学前まで入所できます。毎年1月から2月に継続入所の審査をします。そこで入所基準を満たしていなければ退園となります。

Q4 転園について

A4 保育所を変更したい場合は、新規に申込みをしていただき他の入所希望者とあわせて選考になりますが、すでに在園をしている場合は優先順位が低くなる可能性があります。

Q5 選考の結果保育所に入所できなかったら

A5 焼津市では待機児童もでており、入所選考の結果入所できない場合があります。仕事の都合により子どもを預けなければならない場合は、認可外保育施設や各保育所の一時保育など他の方法をご検討ください。入所選考は毎月行いますので入所が決定次第ご連絡させていただきます。

Q6 一時預かりについて

A6 一時預かりを利用したい場合は保育所へ直接申し込んでください。利用料金は一日4時間未満で1,000円、4時間以上で2,000円です。（給食代は別途）なお、利用できるのは1月で15日以内です。

Q7 保育料はどうやって算定されるのですか？

A7 保育料は、年度の初日の子どもの年齢と父母等保護者の前年所得税額や前年度市町村民税額により決定します。公立でも私立でも保育料は同額です。

延長保育を利用しても保育料を別途徴収することはありません。ただし、今後有料化される可能性があります。

Q8 母子（父子）家庭の場合、保育料は無料になりますか？

A8 保育料は前年の所得税額等により算定されるので、所得税額等が課税されている場合は母子（父子）家庭でも保育料はかかります。また、祖父母と同居（同一敷地内）している場合は、収入によっては祖父母の所得税額等で算定されます。

年度途中で家族構成の異動により保育料が変更になると思われる方は申し出てください。保育料は、所定の手続きを完了した翌月から変更されます。

Q9 月途中で退園した場合の保育料はどうなりますか？

A9 月の途中で退園した場合、その月の保育料は日割り計算されます。

また、お子様の病気等のため1ヶ月1日も登園できなかった場合は、保育料は1ヶ月分全部を納めていただきます。退園しない限り保育料はかかります。

Q10 保育料はいつ払えばいいですか。

A10 口座振替・直接納付ともに毎月月末が納期限となっています。月末が土曜日の場合は翌々日、日曜日や祝日の場合はその翌日です。

Q11 納付書をなくしてしまった。納期限までに保育料を納められなかった。

A11 納付書（督促状）を再発行しますので、速やかに金融機関の窓口でお支払いください。

また、滞納整理のため、市の徴収員が訪問し集金させていただくこともあります。事情があって保育料全額を支払えない場合は、分割納付などの相談をさせていただきますので児童課の窓口までお越しください。

保育料の滞納につきましては、児童福祉法第56条により強制徴収が認められておりますので、未納状態が続いた場合、財産調査を行った上で、預金、給与等の差押えをすることになります。